平成２４年（フ）第６３９７号
山梨県北杜市小淵沢町10060―1067―316、開始決定時の住所東京都目黒区柿の木坂２丁目28―３
破産者　深代　尚治
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４４８号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18番12―108号
破産者　有限会社ナカヤマ
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４７２号
東京都台東区蔵前３丁目13番13号
破産者　Ｃ＆Ｆトレーディング株式会社
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５９４号
東京都渋谷区恵比寿３丁目43番７号
破産者　株式会社コムファースト
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５９５号
東京都渋谷区広尾５丁目19―20―403
破産者　磯部　進一
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６０３号
神奈川県川崎市幸区矢上10番９号
破産者　幸伸運輸有限会社
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６０４号
神奈川県川崎市幸区小倉３丁目13―15―301
破産者　木村　義治
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６０５号
神奈川県川崎市幸区小倉２丁目８―21　スカイコートサクラ２　102
破産者　木村　峻仁
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６０６号
神奈川県川崎市幸区小倉２丁目８―21　スカイコートサクラ２　102
破産者　木村スエ子
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６３８号
東京都練馬区東大泉６丁目８番28号
破産者　有限会社陸演隊
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６３９号
東京都練馬区東大泉６丁目19―19
破産者　岡尾　貴洋
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６６４号
埼玉県和光市白子２丁目23番７号
破産者　有限会社ＢＳＮＯＡＨ
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６９１号
埼玉県草加市青柳２丁目４番５号
破産者　有限会社ユーワ工業
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６９２号
千葉県船橋市南三咲４丁目４―11、開始決定時の住所千葉県船橋市金杉８丁目12―30―213
破産者　冨　　和久
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６９３号
千葉県船橋市南三咲４丁目４―11、開始決定時の住所千葉県船橋市金杉８丁目12―30―213
破産者　冨　さゆり
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７３５号
神奈川県川崎市川崎区砂子２―６―２　三恵ビル５階
破産者　株式会社ウェルリッチ・ビューティー
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７３６号
東京都渋谷区代々木３丁目41―19―407
破産者　岸本　雄太
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９０１号
千葉県流山市駒木347―１　新Ｄ７街区２301
破産者　齋藤　　光
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９０５号
神奈川県相模原市緑区長竹379―９、住民票上の住所広島県福山市新涯町５丁目17―10―11
破産者　谷口　和弘
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０２３号
東京都江戸川区南葛西３丁目15―４―206
破産者　合田　　誠
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０５４号
神奈川県横浜市鶴見区生麦５丁目７―15　ボナールⅡ　Ｆ号
破産者　大野　周作
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部